

第二十二回国会
衆議院

大蔵委員會議録第三十五号

昭和三十年七月二十一日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
 理事加藤 高藏君 理事坊 秀男君
 理事森下 國雄君 理事大平 正芳君
 理事奥村又十郎君 理事横路 節雄君
 理事春日 一幸君
 有馬 英治君 宇都宮徳馬君
 遠藤 三郎君 竹内 俊吉君
 福田 起夫君 前田房之助君
 山本 勝市君 淺香 忠雄君
 川野 芳満君 黒金 泰美君
 小山 長規君 薄田 美朝君
 福井 順一君 古川 丈吉君
 石村 英雄君 木原津與志君
 井上 良二君 川島 金次君
 田万 廣文君 平岡忠次郎君
 石野 久男君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
 大蔵事務官 (主計局長) 正示啓次郎君
 大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君
 運輸事務官(自動車局業務部長) 岡本 悟君
 委員外の出席者
 大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君
 大蔵事務官 (主計官) 小熊 孝次君
 農地局参事官 戸嶋 芳雄君
 国民金融公庫副総裁 石渡忠四郎君
 中小企業金融公庫理事 埜 金太君

専門員 椎木 文也君

七月二十日

委員福井順一君辞任につき、その補欠として保利茂君が議長の指名で委員に選任された。
 同月二十一日
 委員保利茂君辞任につき、その補欠として福井順一君が議長の指名で委員に選任された。

北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横路節雄君外十二名提出、衆法第六〇号)
 同月十九日
 酒税率引下げに関する請願(保利茂君紹介)(第四二六九号)
 同(菅太郎君紹介)(第四三一八号)
 同(小金義昭君紹介)(第四三一九号)
 同(木崎茂男君紹介)(第四三二〇号)
 同(福田篤泰君紹介)(第四三四七号)
 同(前田房之助君紹介)(第四三四八号)

同(横山利秋君紹介)(第四三四九号)
 同(春日一幸君紹介)(第四三五〇号)
 同(川島金次君紹介)(第四三五二一〇号)
 同(川文吉君紹介)(第四二七〇号)
 同外十九件(井出一太郎君紹介)(第四二七二一七号)
 同外五件(竹内俊吉君紹介)(第四二七二二七号)
 同外六件(三宅正一君紹介)(第四三〇一七号)

同外一件(萩野豊平君紹介)(第四三一七号)
 同(大倉三郎君紹介)(第四三三二五二号)
 揮発油税すえ置きに関する請願(高津正道君紹介)(第四二七四号)
 葉たばこ増産対策確立に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四二八八号)
 ラムネに対する物品税撤廃に関する請願(井手以誠君紹介)(第四三〇二二号)
 同(眞崎勝次君紹介)(第四三三二二二号)

労働金庫に対する資金運用部資金の長期還元に関する請願(坂田道太君紹介)(第四三三三三三号)
 本日の會議に付した案件
 厚生保險特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
 日本開發銀行の電源開發株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出第五八号)
 余額安定特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
 自動車損害賠償責任再保險特別會計法案(内閣提出第七七号)
 國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)
 余額農産物資金融通特別會計法案(内閣提出第二三八号)
 銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第九号)
 金融に関する件

○松原委員長 これより會議を開きます。日本開發銀行の電源開發株式会社に対する出資の処理に関する法律案、厚生保險特別會計法等の一部を改正する法律案、余額安定特別會計法の一部を改正する法律案、自動車損害賠償責任再保險特別會計法案、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、余額農産物資金融通特別會計法案の六法律案を一括議題として質疑を行います。横路節雄君。

○横路委員 主計局長の給与課長にお尋ねいたしますが、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案ですが、従来は一律に百八十日であった失業保險の給付日数を変更したわけですが、この勤続期間六カ月以上十カ月未満のものは九十日、この点について私はあなたにお尋ねしたいのですが、國家公務員の場合に、現業官庁で季節的に雇っている労働者がございませぬ。これはたとえ林野庁の場合ですと、冬木材の切り出しにいわゆる定夫という形で雇う。それから夏は夏で大休の期間に雇う。この勤続期間六カ月以上十カ月未満の者というのは、あなたの方ではどういふ者が対象になるわけですか。それから大体その予定される人員はどういふのか、毎年ですが、そういう点についてお尋ねいたします。

○岸本説明員 お答え申し上げます。退職手当法の改正の趣旨は、失業保險法の改正と全く同様でございます。失業保險法の方にございしても、季節

的な労働者を含めまして、いわゆる短期勤務者については給付日数を減らす、逆に長期勤務者については給付日数を増加する、こういう建前になっております。公務員の退職手当法につきましても、この点は失業保險法と同様に、季節労働者も含めまして、勤続期間六カ月以上十カ月未満の者はすべて九十日とする、こういう考え方をいたしております。この点は失業保險法と全然相異なるのでございませぬ。

それから第二の質問の点の対象人員でございますが、これは年によっていろいろ異動がございまして、はっきりした数字はつかめないでございませぬが、二十九年度におきます実績を見ますと、初回受給人員といたしまして大体一万七千名程度出ております。これは國家公務員のほか、この退職手当法の適用を受けます公社の職員を含めての数字でございませぬ。

○横路委員 私があなたにお尋ねしている点で、今御答弁がなかったのは、林野庁等における現業官庁で季節的に冬期間だけ雇うという、臨時職員といいますが、臨時用人といいますが、ああいうものはどういふ範疇に入るわけですか。

てこの九十日の失業退職手当を受ける、
こういうことになっております。

○**横路委員** 私がお尋ねしているのは、林野庁などの現業官庁において、季節的に雇っている労働者というのですか、ああいう諸君はこれに入るのですか、あんないのですか、そのことを聞いています。

○**岸本説明員** 失礼いたしました。林野庁で雇っております季節労働者にも、退職手当法は原則的には一応適用はあつたわけでありまして、ただ季節労働者でございますので、主として勤続期間の計算上ある制限がございます。たとえば一カ月二十二日以上働いて六カ月勤めた、こうした職員には、退職手当が支給できる建前になっております。そうした退職手当の支給を受けられる職員については、この改正法の適用があるわけでありまして、

○**横路委員** 今の点は、一カ月二十二日以上働いて六カ月以上の者については適用を受ける。そうすると、今私が例にあげました林野庁の現場職員の身分は何なのですか。

○**岸本説明員** 身分はもろろん国家公務員でございます。そうして建前は、一応非常勤職員の受扱いで国家公務員ということに相なっております。それに退職手当法を適用するという場合には、やはり一定の常勤職員並みの勤務日数を、さきに申しました基準で要求いたしておるわけであります。ただその基準の適用のない、ほんとうに一月に十日とか十五日しか出てこない、しかも季節的に雇われている、こういう方に対しては、これは退職手当法でなく、失業保険法の方が適用になるわけでございます。

○**横路委員** 一カ月二十二日というのは、日曜日を除いてですか。それとも日曜日を入れた一カ月三十日のうちで、二十二日間を働けばいいというのですか。もしも二十二日というのが、日曜日を除くということになると、これはそれぞれの現場によって違ふでしょうが、日曜日が一月四日ないし五日ということになると、実際の稼働日数は二十五日くらいになる。そうすると三日くらいまで休めばいいが、四日にすると二日、適用を受けないということになるわけなのだろうと思つたのですが、その点はどうかです。二十二日という日の計算の仕方……

○**岸本説明員** その日の計算の仕方は、一般の常勤職員の場合でございますと、一月三十日のうちから祝日とか日曜日を差し引きしますと、はぼ二十五、六日の稼働日数に相なるわけでありまして。本来は二十五、六日を非常勤職員についても働いていただかなければ、退職手当は出せないわけでございますが、しかしあつた現場の職員の方については、雨が降ったとか、そうしたことで、自分の意思によらないで働けないという事情が出て参るわけでございます。そうした点を割り引いて二十二日ということにいたしておるわけでありまして。

○**横路委員** この改正の趣旨は、どういふのでしようかね。やはり今まで一律に百八十日を支給していた。それが長期に働いた者については出すということはいいのですが、この季節的な労働者というのは、あなたの方で今計算された一万七千人というのは、私はおそらく東北、北海道の冬季間の季節的労働者が多いのではないか。これは十月から三月までとか、十一月から四月までとか、こういう職員が多いのではないかと思つて、従つてそういうところにあつた方で、短期ではあるけれども百八十日という精神があつたのじゃないかと思つて、九十日にしたという事は、私は非常にこれは遺憾だと思つた。そこであなたの方で、今私が聞いている——おそらくこれは現場官庁におけるところの非常勤職員といひますか、いわゆる非常勤の労働者諸君のことをいうのだろうと思ひます。主として該当される地域等は一体どこですか。私が指摘しているように、これはおそらく冬季の現場職員じゃないかと思つたのですが、この点はどうかです。

○**岸本説明員** 先ほど申し上げました一万七千名という数字でございますが、これは先ほど、初回の受給人員と申し上げたのでありますが、総体の延べ人員にいたしますと、やはり昨年度で八万人ほど出ております。第二の御質問の点の、冬季の季節労働者だけじゃないかとおっしゃいます。この法文の立て方といたしまして、これは季節労働者ばかりでなく、また地域を問わず、およそ勤続期間の短かい方に対しては、失業給付日数は、今回九十日に改めたということでございます。この点は失業保険法の方でも同一趣旨でございます。

○**横路委員** 私の聞いているのは、大體どの地域に多いかということを知りたい。私は東北、北海道及び冬季における季節的な非常勤の労働者の諸君が多いのじゃないか、だからさういふ数字はどうなつていますかということを知りたいのです。

○**岸本説明員** 残念ながら、全国的な地域分布の数字は出て参つておらないのでございます。北海道、それから富山、大阪、長野、福岡、広島、岐阜、京都と全国的に代表県を拾ひ出しまして、そこにおける失業退職手当の受給人員から推算したのが先ほどの数字でございます。従ひまして、現実に林野庁の方が非常に適用があらうかと思ひますが……（「北海道は」と呼ぶ者あり）北海道にも相当あらうかと思ひますが、特に季節労働者には適用されるのであります。

○**横路委員** 大體東北、北海道の冬季における季節的な非常勤職員といひますが、季節的な労働者はどれくらいになりますか。

○**岸本説明員** その数字は絶えず移動いたしてございまして、なかなか的確な数字は把握できないのでございまして、追つて資料で至急提出したいと思ひます。

○**横路委員** 実は私どもは、これは反対なんです。先ほどの理事会で、できればさうの委員会でもこれを採決して、本会議にかけて参議院に送つてやるかと話したのですが、実は資料をあとで出すということになると、私の方では、それじゃ資料が出されるまで待ちましようということになるわけなんです。資料が出されてから、明日も一度質問してということになるわけですよ。（「それでいいじゃないか」と呼ぶ者あり）それでいいか。

○**岸本説明員** それに、主計局の次長がおいでになりましたから、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案で伺ひますが、その第十八条の第六に「政府ハ本会計ノ健康勘定ノ歳入不足ヲ補填スルタメ必要アルトキハ昭和三十年年度以降七箇年度間毎年度一般会計ヨリ十億ヲ限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得」こうなつて居る。これは社会労働委員会では、今日七十億の赤字だから、毎年十億ずつきつちと入れますというのを答弁なすつて居るような感じがいたします。しかしこの法案では、繰り入れることができるというので、繰り入れることとなつて居ない。だから、もしもあなたの方で、社会労働委員会では答弁して居るようであるならば、この条文は「同勘定ニ繰入ルル」というところ

○**横路委員** 大體東北、北海道の冬季における季節的な非常勤職員といひますが、季節的な労働者はどれくらいになりますか。

○**岸本説明員** その数字は絶えず移動いたしてございまして、なかなか的確な数字は把握できないのでございまして、追つて資料で至急提出したいと思ひます。

○**横路委員** 実は私どもは、これは反対なんです。先ほどの理事会で、できればさうの委員会でもこれを採決して、本会議にかけて参議院に送つてやるかと話したのですが、実は資料をあとで出すということになると、私の方では、それじゃ資料が出されるまで待ちましようということになるわけなんです。資料が出されてから、明日も一度質問してということになるわけですよ。（「それでいいじゃないか」と呼ぶ者あり）それでいいか。

○**岸本説明員** それに、主計局の次長がおいでになりましたから、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案で伺ひますが、その第十八条の第六に「政府ハ本会計ノ健康勘定ノ歳入不足ヲ補填スルタメ必要アルトキハ昭和三十年年度以降七箇年度間毎年度一般会計ヨリ十億ヲ限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得」こうなつて居る。これは社会労働委員会では、今日七十億の赤字だから、毎年十億ずつきつちと入れますというのを答弁なすつて居るような感じがいたします。しかしこの法案では、繰り入れることができるというので、繰り入れることとなつて居ない。だから、もしもあなたの方で、社会労働委員会では答弁して居るようであるならば、この条文は「同勘定ニ繰入ルル」というところ

○**岸本説明員** お答え申し上げます。その前に、先ほど横路委員から給与課長に御質問の点でございまして、これは、法案の審議を促進していただく政府の立場におきまして、ただいま即刻お調べをいたしましてお答えをいたしたいと存じますから、暫時御猶予のほどを願ひます。

○**横路委員** 今、用例上の言葉なんです。この法案が通れば、毎年きつちと十億

○**岸本説明員** 今、用例上の言葉なんです。この法案が通れば、毎年きつちと十億

○**横路委員** 今、用例上の言葉なんです。この法案が通れば、毎年きつちと十億

円を同勘定に入れますという事だといふのですが、そういう用例上であれば、私はこの法案全体の用例がおかしと思う。第二十六条を見て下さい。今度は「政府は、この会計の保険給付費のうち療養の給付、療養費、云々と「財源の一部に充てるため必要があるときは、昭和三十年以降六箇年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができる」となっている。これは用例上片一方は「できる」、片一方は「得」ではおかしじやないですか。これもやはり用例上ですか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。これはもっぱら立法技術でございまして、十八条ノ六は、いわば従来の古い法律の条文でございまして、その条文の用語にあわせておるわけでございします。それからこの船員関係の方にございましての二十六条は、これは新しい法文の規定でございしますので、最近の法文の文章によつたわけでございします。かような点はまことに不手ぎわでございしますが、大政府の従来の立法の際におきまして、やはりかような様式をとつておりますので、その用例に従つた次第でございします。

○横路委員 社会労働委員会におきましては、すでにこの社会労働委員会関係の部分については、私どもも賛成をしていられるのですから、異議がないところなんです。ただ、私どもも賛成を例、いわゆるそういう慣習に基く用語だといつても、正しくこれを解釈すれば、必要があるときは繰り入れることができる、できるということになる、できない場合もある。その点はただ慣習上の用語であつて、これは、絶対

にきちつと七十億の赤字を七カ年間にわたつて毎年度十億ずつ繰り入れるのだ、一方については、毎年度二千五百万円ずつ入れるのだといふふうに、その点をちゃんと明確にしていただけ、この点についての質問は、私は終りたいと思ひます。

○藤枝政府委員 ただいま御質問のありました通りでございまして、先ほど正示次長からお答えいたしましたように、会計の用語といたしまして、できる権限がある、政府は、それを入れることができる権限をこれによつて付与していただくということにございまして、実際問題といたしましては、七年間にわたつて十億ずつを入れる、必ず入れますというのをはつきりお約束を申し上げます。

○横路委員 それでは、私は厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案についての質疑はこれで終了ですが、先ほどの国家公務員の退職手当関係の分は、今私に資料を出してくるのですから、その資料の提示を待つて質問をいたしたいと思ひます。

○石村委員 余剰農産物関係でお尋ねいたしますが、この余剰農産物の協定で、外貨の關係が非常にめんどうくさくなつて出ておるわけですが、一応アメリカからドルを輸出業者に払つたという事になると、その通知を受けるに、日本政府がアメリカの政府勘定に入れたその円を、日本銀行がドルに交換する、そうして交換したドルが、今度は日本政府のドル勘定に入つてくる、そういうふうになつておるのです、これで、日本銀行のドルというものは結局減ることになるのですか。そうして日本の国全体としてのドルは増

減なしということになるのかどうか。
○正示政府委員 これは、ただいま御指摘のように、向うから参る分と差引になるのでありますから、増減はないと考へております。

○石村委員 この余剰農産物のお金は、日本円にして三百六億だと思ひますが、このうちの七〇%が日本の借款になる。この借款で、電源開発あるいは愛知用水なんか金を使うことの特別会計ができるわけでありまして、この愛知用水やあるいは電源開発会社、この金によつてアメリカから機械なんかを買うのじやないか、このように考へられますが、それはどうなつておりますか。

○正示政府委員 アメリカから機械を買うような場合につきましては、この資金を使うという考へ方ではございせん、むしろそのような必要に備へましては、例の世界銀行の借款、そういう考へ方であらうかと思つたのであります。

○石村委員 そうすると、愛知用水なんかの三十億とかなんとかいう金額は、すべて国内の金を使う、こういう趣旨ですか。
○正示政府委員 さようでございします。

○石村委員 これは予算委員会や、あるいは外務委員会で審議になつておるのですが、この余剰農産物は一応本年度だけだ、来年度は買つか買わないかわからない、こういうことになるのですか。愛知用水などのように、長年の計画に對するものは、場合によると切りトランプになつてしまふということが考へられるのですが、この点どうですか。

○藤枝政府委員 余剰農産物の協定を今後ともするかどうかといふことは、予算委員会その他で各大臣からお答え申し上げましたように、今後の情勢、あるいは国内の食糧の關係等を十分考へてやつていかなければならぬと思ひます。こうした協定を今後続けたいという場合に、愛知用水の問題、あるいは権津その他の開墾等の問題を打ち切られるのじやないかという御心配でございしますが、これだけの形を整へまして発足したものでありますので、国内資金を十分考へていただきます、これらの事業が継続できますように、そうした方一の場合にもそういう考へを払つて、この重要な開墾事業を他を遂行して参りたいと考へておる次第でございします。

○石村委員 それからこの協定による、ドルで支払うということに原則はなつておつて、元利金はドルの支払いになつておるのですが、次に日本政府の選択によつて、場合によつては円で払つてもいい、その円は日本の経済状態を考慮する、こういうことになつておるのですが、つまり円で払つた場合に、アメリカ政府はその円を絶対に持つて帰らない、こういう趣旨になるわけでありませんか。必ず日本でその円は使うのですか。

○正示政府委員 お答えを申し上げます。その点は、必ずしも目下のところ明確ではございませんが、大体そういう場合は協議をいたしまして、そのときの日本の経済情勢その他からいろいろとこちらとしても希望を申すことができる、かような考へ方をいたしております。

○石村委員 そうすると、もし日本が使わないというときには、その当時の為替レートによるドルで持つて帰られるということになるわけですか。
○正示政府委員 その点につきましては、先ほど申し上げましたように、今のところ明確でございせんが、大体私どもとしては、あまり持ち帰られるといふふうなことを今のところ期待しておらないのでございします。万一やはりそういうことになりますれば、これはレートその他についても、大体おっしゃられたようなことになつておると思ひますが、今のところそういうリパトリートといふようなことには考へておらないのでございします。

○石村委員 これは農林省か通産省でじやないかと思ひますが、この協定には米麦、綿花、タバコ、こうなつておりますが、予算委員会での石橋通産大臣の答弁を見ますと、何を買ふんだかわからない。平野三郎委員の予算委員会での、アメリカの綿花は悪いんだ、メキシコの方が品質がよくて安いんだ、こういうような質問に対して、それは何を買ふのだからわからない、大豆を買ふかもしれない、そういうような答弁があるのですが、そうすると、この協定にははつきりとして小豆が二百五十万ドルとか、金額が示してあるのですが、この石橋さんの答弁、大豆を買ふかもしれないといふふうな答弁は、一体どういふわけでおるのではありませんか。

○藤枝政府委員 決算委員会における通産大臣の御答弁につきましては、私は実は伺つてないので、はつきりどういふ御意図でそういう御答弁なすつたかわかりませんが、私どもの了解いたし

ておりますのは、ただいまおあげにな
りましたように大小麦、米、棉花、タ
バコ、これを買入れるといふことを
了解いたしておる次第でございます。

○石村委員 この協定そのものを読む
と、石橋通産大臣の答弁というものが
理解できないのですが、ただ石橋さん
の答弁に間違いがないという前提でい
ろいろ想像してみる場合に、この余剰
農産物、こういうことに俗に申してお
りますが、この協定で買うのは、ある
いは何もアメリカのCCCとかいうあ
の買い上げ機関の持つておる農産物を
買うとは限らないという協定にあるい
はなるのではないかと。アメリカ市場に
ある農産物をこの金額の範囲内で、ア
メリカに対する借款によって買うんだ
ということだけにすぎないというよう
に解釈すると、あるいは石橋さんのよ
うな大豆を買うかもしれないというよ
うな答弁も出てくるのじゃないかと思
います、その点をはっきりさしてい
ただきたい。この協定だけを率直に読
むと、そういう石橋さんの答弁は出て
くるはずはない、こう考えられるの
ですが、いかがでございますか。

○藤枝政府委員 先ほど申しましたよ
うに、石橋通産大臣がどういふ御答弁
になりましたか、私の方と連絡がな
かったので、大へん申しわけないので
ありますが、われわれの了解しており
ますのは、CCCの持つておりますも
のが、大部分であります、それ以外が
全然買えないというのではないよう
でございます。ただこれは、アメリカ内
部の問題のようでございますが、CCC
の手持ち以上のものを買った場合に
も、それが余剰農産物と見なされると
いうようなアメリカ内部の取扱いはあ

るようでございますが、われわれの了
解しておりますのは、大体大部分はC
CCCの手持ちを買うという考え方でご
ざいます。

○石村委員 石橋さんのおいでになら
ないので意図がわからないということ
ですが、一応石橋さんの答弁を讀み上
げてみますと、「余剰農産物の問題も、
何を入れるかというような問題はどう
せ相手とも相談しなければなりません
が、こちらはまだきまっておりませ
ん。だから米を入れるか、棉花を入
るか、それとも大豆を入れるかとい
うことはこれから検討する問題であり
まして、まだきまっておらない。」とい
う答弁なんです。一体この協約からは
この答弁は見当違いではないかと思
います。その意図というものは、藤枝政
務次官にはおわかりにならないかもし
れませんが、この協定から判断して、
こういう答弁はどうお考えになるの
ですか。

○藤枝政府委員 これは、すでに御承
知の通りに、農産物に関する日本とア
メリカ合衆国との間の協定の条文に
は、ただいま申し上げましたように大
小麦、米、棉花、葉タバコ、こうした
ものがあげられておりますので、その
点から申しますと、何を買ってもよい
というふうなことは、ちょっと私どの
理解いたしかねるのであります。米の
うちのどの米を買うかとか、麦のど
ういふ種類の麦を買うかということ
は、これはもちろん今後の問題だと思
います、協定の表面に現われたこと
ろでは、ちょっとそういうことが理解
いたしかねる次第であります。

○石村委員 こういう大事な協定が、
通産大臣と大蔵省との見解が違ふよ
うに

では困ると思うのですが、これは石橋
さんおいでにならないわけですから、
大蔵省側でもう少し通産省側と相談せ
られて、はっきりした解釈をお示し願
いたいと思ひます。

○松原委員 井上君。
これで私のこの問題に対する質問は
終ります。

○井上委員 運輸省の方は来ておりま
すか。
○松原委員 業務部長が来ておりま
す。
○井上委員 自動車損害賠償責任再保
険特別会計法案は業務部の仕事であり
ますか。
○松原委員 そうです。
○井上委員 この法案の提案理由を説
くんでみると、第一に、特定のものを除
くと書いてあるのですが、条文の内容
を調べてみると、多数の自動車を所有
して、経理的な基礎が確実なものは、
自家保障の制度を許可する、こういう
のであります。そこで保険全体の経済
の上から考えると、こういう自家保障
ができるようなものを除いて、弱小な
業者だけを集めて保険経済をやるうと
いう考え方は、一体どういふところか
ら出てくるのですか。
○岡本政府委員 お答え申し上げま
す。本法案の目的が、賠償能力の確保
ということが一つの大きな目標になっ
ておりますが、その観点から申します
と、相当資力、信用のあるような大き
な事業体であれば、これを除外いたし
まして、賠償能力は十分でございます
ので、本法案の被害者の保護というこ
とに欠けるところはない、こういうふ
うに考えております。

○井上委員 賠償能力だけを考えて、
に

○岡本委員 大体損害が起きた場
合には、当事者同士の話し合いになる
のが原則であり、通例でございます。

○井上委員 裁判の結果によらなけれ
ば賠償額が決定しないといふことで
は、被害者はえらい迷惑な話です。だ

○岡本委員 問題、事故が起った場
合に、相手方がこの損害賠償と同額の
ものを出すであらう、こういう一つの
想定に立たれていふのです。それを強
制することはできないでしょう。従っ
てあなたがさきに言いましたのは、出
すであらうといふだけで、もし出さな
んだ場合はどうなりますか。
○岡本政府委員 普通の場合には、先
ほど申し上げましたように、示談で当事
者双方で話し合いが進みますが、もし
きまらない場合には、これは、普通の
民事裁判によりまして賠償額がきまる
わけでございますから、これによつて
争うといふことになるだろうと存じま
す。ただ自家保障の場合におきまし
ても、この法案で大体御承知のように、
仮渡し金という制度を作つてございま
して、とにかく示談で、あるいは裁判
で最終的にきまるまでには、とにかく
仮渡し金というものはすぐ出せるよう
にしてございます。

○井上委員 賠償能力は十分ございま
すので、本法案の被害者の保護というこ
とに欠けるところはない、こういうふ
うに考えております。

○岡本委員 賠償能力は十分ございま
すので、本法案の被害者の保護というこ
とに欠けるところはない、こういうふ
うに考えております。

○岡本委員 賠償能力は十分ございま
すので、本法案の被害者の保護というこ
とに欠けるところはない、こういうふ
うに考えております。

○岡本委員 賠償能力は十分ございま
すので、本法案の被害者の保護というこ
とに欠けるところはない、こういうふ
うに考えております。

○岡本委員 賠償能力は十分ございま
すので、本法案の被害者の保護というこ
とに欠けるところはない、こういうふ
うに考えております。

○岡本委員 賠償能力は十分ございま
すので、本法案の被害者の保護というこ
とに欠けるところはない、こういうふ
うに考えております。

から、現実に単に大資本、大経営であるから、予想される三十万門くらいの金は出すであろうという想定に立って自家保険を認めるという行き方は、どうも除外した大きな理由の根拠が薄弱ではないか、この点から言いますと、私はそう考える。解釈の違いかもしれぬが、これはやはり同一に包含するような措置を講ずることが必要でないかということが一点ございいます。

いま一つ、この保険の主体は、営利を目的とする民間会社にこれをやらす、そうして再保険は国が責任を持つ、建前はこういうことになっております。大蔵省の主計局に伺いますが、民間の営利会社のやりました保険を政府で再保険しているものがありますか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。これは戦争中にはございまして、ただいまのところは、ほかには例がないかと思ひます。

○井上委員 こういうやり方は、政府は妥当とお考えになりますか。

○正示政府委員 これは提案理由の説明にも申し上げました通り、自動車運送の健全な発達をはかりつつ、しかも一般の公衆に対する被害等につきまして万全の措置を講ずるといふ公共的な目的から申しまして、適当な措置と考へた次第でございいます。

○井上委員 そうしますと、今後、他の生命保険事業あるいは火災保険事業等民間保険事業がございまして、こういうものがやはり社会保険的な見地から再保険を要求してきた場合、認めますか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。目下のところ、こういう種類の再

保険を必要とすることを考へておりませんが、ただいま銀行局長に伺いますと、船舶につきまして多少再保険の施設があるわけでございます。場合に よりましては、その詳細を主管の銀行局長からお答え申し上げますと思ひます。

○井上委員 自動車運送協同組合というものがございまして、この団体は、少くとも運輸省としましては公認団体として扱っておるのでございませぬか。何ゆゑにこの団体を事業主体になされたのか。

○岡本政府委員 最初運輸省といたしましていろいろ案をねりまして、大蔵省の方と御相談申し上げましたが、保険という仕事は相当専門的な仕事でございまして、既存の損害保険会社にまかせるのが一番無難じゃないか、こういうふうにお考えたわけでございます。そのかわりに営利性を厳に排除いたしまして、本制度の公共的な使命にこの事業がもたらさうな仕組みにいたして監督を加へるような仕組みにいたしてやうでございます。

○井上委員 自動車運送協同組合がやうにして悪いという根拠はないでしよう。

○岡本政府委員 悪いという根拠は別にございませぬが、先ほど申し上げましたような事情でこういう方法を選んだわけでございます。自動車運送関係の諸団体を適当にこれに参加させる方法は何かないかというので、いろいろ研究しましたが、現在のところ、本法案におきましては、極力代理店として使いたいということに、大蔵省の方と話し合ひが進んでおります。

○井上委員 いま一つ伺ひますが、最近の自動車の現状は、日本の道路の現状から、また国民生活の現状から、非常になたづいておるような状態にありませんか。

○岡本政府委員 現在わが国におきまして自動車数は、諸外国と比べても、人口当りからいいますと必ずしも多くないのでございませぬ。大体わが国の国力と匹敵しておると思われまして、まはるかに保有台数は多いのでございませぬ。ただ、今申されましたように、道路の状況であるとか、そういう点から考えますと、御承知のように非常に道路条件は悪いものでございませぬ。

○井上委員 道路の悪いところへ持ってきて、あなたの方ではいたすから自動車運送業を許可しておる。実際お客は多いところへ、タクシー業だけではどんどん許可をして、その結果は猛烈な競争になつて、昼夜兼行で運手も働かして、疲れ果てた結果は事故ということになりませぬ。もとはあなたの方に税金でやらなければならないというようならばなにかはありませぬよ。自動車の需要状況を調べて、あんなにからで走るものが多い現状を考へたとき、まだイタリアに比べて少いといふが、イタリアは日本より生活程度が高いでしょう。それで道路もきれいでしょう。そういう点から、もう少し国民の生活程度に合ひ、かつ日本の道路の事情に合った原則的な自動車行政を確立することを前提にしないで、どんどん許可をすれば、営利追求の会社ですから、一分も一秒も遊ぶことなくかけ

回する結果は、運手をやたらに疲れないかというふうなお話してございませぬが、わが国の自動車の大部分は自家用自動車でございまして、これがまじり八割ないし八割五分を占めております。大部分は自家用車が非常にふえておるといふことになつてはたまったものじゃないから、その根元をもつとあなたの方で総合的にめんどろをみてもらわなければならぬことが一つ。それからあなたは、営利会社にもうけさせぬやうなつもりでこの保険を運営してもらはうかと言つておられるけれども、営利会社はもうけることが建前です。社会事業でやっておられるのじゃない。公共団体じゃない。営利会社にまかして、もうけやらない。筋道が違うのです。だから、そこで現実に利にさと保険会社はどうかという經理をしますか、どういふ利率の算定をいたしますか、それによつて、再保険の分は現実に年々ふえてくるかということはあり得ることです。

その点がわれわれは非常に不安定でございませぬ。だからその事業主体を明確にして、少くともあなたの方が公認団体として認めておる自動車運送の協同組合にこれをやらす方が妥当でないか、こういうふうなことを考へます。将来は相互保険としてやういふ方向に持っていくつもりですか、どうです。初めの発足ですから、經驗のある保険会社に一時ごめんどうを願う、しかしいろいろな点で經驗を得てきますならば、ここ二、三年後には、事業主体を中心にして相互保険の方式に順次これを切りかえていこうとするか、その点はどうですか。

○岡本政府委員 第一点でございませぬが、自動車行政の運用を誤らした結果が、今日の自動車のはらんを来たして、事故激増原因になつておるのじゃないかというふうなお話してございませぬが、わが国の自動車の大部分は自家用自動車でございまして、これがまじり八割ないし八割五分を占めております。大部分は自家用車が非常にふえておるといふことになつてはたまったものじゃないから、その根元をもつとあなたの方で総合的にめんどろをみてもらわなければならぬことが一つ。それからあなたは、営利会社にもうけさせぬやうなつもりでこの保険を運営してもらはうかと言つておられるけれども、営利会社はもうけることが建前です。社会事業でやっておられるのじゃない。公共団体じゃない。営利会社にまかして、もうけやらない。筋道が違うのです。だから、そこで現実に利にさと保険会社はどうかという經理をしますか、どういふ利率の算定をいたしますか、それによつて、再保険の分は現実に年々ふえてくるかということはあり得ることです。

その点がわれわれは非常に不安定でございませぬ。だからその事業主体を明確にして、少くともあなたの方が公認団体として認めておる自動車運送の協同組合にこれをやらす方が妥当でないか、こういうふうなことを考へます。将来は相互保険としてやういふ方向に持っていくつもりですか、どうです。初めの発足ですから、經驗のある保険会社に一時ごめんどうを願う、しかしいろいろな点で經驗を得てきますならば、ここ二、三年後には、事業主体を中心にして相互保険の方式に順次これを切りかえていこうとするか、その点はどうですか。

第二の点につきましては、これは大蔵省とも御相談申しまして、将来の研究問題としていろいろ検討していきたいと思ひます。

○井上委員 この特別会計法案を提出しておいて、保険勘定、保障勘定、業務勘定、こういうものをそれぞれお持ちになるようにですが、この内容はちつとも説明をされておるけれども、これは一体どういうことになつておるのか。資料がございましたら資料を出してもらいたいと思ひます。

○小龍説明員 この特別会計におきま

しては、保険勘定と保障勘定と業務勘定とでございます。それでこの保険勘定の方は、普通の保険加入者につきましては、再保険料収入、それから借入金収入、そういうようなものをもって歳入とするわけでございます。それから再保険金、再保険料の払い戻し金とか借入金償還、一時借入金利息、保障勘定への繰入金、そういうものをもって歳出といたしておるわけであり

ます。それから保障勘定の方は、これはいわゆる賦課金の経理をやるのでござい

ますが、賦課金を収入といたしまして、八十二条の規定によりますと

この他の会計からの繰入金、これは特別会計などで自動車を持っているとい

う場合があります。そういう場合に、ほかの特別会計からも繰入金で賦課金

として入って参ります。そういうものがこの保障勘定の歳入になるわけでござ

います。それから保険勘定からの繰入金、これは保険勘定の場合におきま

して、保障金の支払いを担保するため、やはり保険料収入の中から一部こ

の保障勘定の方へ入るものがございます。これがこの勘定へ入るわけであり

ます。それから過意金とか、いろいろなその他の収入がこの歳入となってお

るわけでございます。それから歳出といたしましては、保障金、それから業

務の取扱いに要する費用に充てるための業務勘定への繰入金というようなも

のがこの保障勘定の歳出になるわけであり

ます。それから業務勘定は、これは一般會計の自動車からの繰入金、これは一般會計の自動

ものが入っております。そのほか事務費的なものを受け入れるわけであり

ます。それから保障勘定からもその事務費的なものがここへ入ってくるわけであり

ます。これが歳入となります。それから歳出といたしましては、再

保険事業、それから再保険事業を保險会社等に委託するわけであり

ます。その取扱費というようなものがこの歳出として出るわけであり

ます。以上の三つの勘定によりまして、その特別會計の歳入歳出が整理される、

こういふことになっております。○井上委員 まだこの會計は、これか

ら始めるのですから、その具体的な收支の勘定については明確ではござい

ませんが、この際特におききたいのは、交通事故の事故率をどのくらい

のをどのくらいに押えるのか。どのくらいに事故が大体の平均なのか。だ

から保険料率はこれくらいでいいという目安がございませうか。それはど

うなっているんです。○岡本政府委員 過去五年間の交通事故の実績を警察庁の方からいただきま

して、これによってはいいていきますと、責任率は大体八八〇程度に考えて

おります。○井上委員 それからそれに対する保険料率はどのくらいですか。

○岡本政府委員 たいまのところ試算にすぎませんで、いずれば法案が通

過成立いたしますと、保險会社の方から料率をはじまして、政府に申請い

たすわけでございますが、われわれのところ試算いたしましたのについて

申し上げますと、大体パスの場合に約

一万二千円見当と考えております。それから營業用の乗用車でございますが、これはハイヤー、タクシの類でございます。これは約一万二千円前後、それから自家用乗用車は四千円程度でございます。

それから普通貨物、トラックでございます。これが約六千六百円、それから小型の貨物、これが約三千三百円、

それから小型二輪というのがござい

ますが、これが約千四百円程度でござ

います。○井上委員 その保險は他の保險と比べて安いですか高いですか。

○岡本政府委員 現在の損害保險で、純粹に人的損害だけを對象にして契約

しておる事例は非常に少ないのでござ

います。大体物的損害とを合せてやっておるよう

でございます。そこで、詳細な比較はいたしておりませんが、常識

的に考えられますことは、本保險は強制的に考えられますので、賦課保險料

が非常に安くて済むんじゃないかというふうな

こと、それからもう一つは、この保險が普通保險と違いまし

て、自動回復制と申しますか、百万円なら百万円を限度としまして、何回でも

損補が受けられる、こういう特典がござ

いますので、そういういろいろな点を考えてみますと、一がい現在の既

存の保險といろいろ比較してどうのこうのと言

うことは、早計ではないかと考えてお

います。○井上委員 保險料が高いということになりますと、これが保險料だけじゃなしに、これを運営するための賦課金

というものが別にまたとられる危険も起

って参ります。そういうことから、保險料賦課金とい

うものがとられると、一一般乗合自動車ある

いはタクシー、こういうものの運賃及び料金は引き上げなければならぬ

というところになった場合どうなり

ますか。あなたの方は許可しますか、許可しないですか。

○岡本政府委員 現在のバスでありますと、ある

いはハイヤー、タクシの運賃は、御承知のように大臣の認可制にな

っておりますが、この運賃を認可いたしました

場合は、いろいろ原価計算をやっておりますが、その原価計算

の中には保險料を含めて考えております。そこでこの強

制保險によつて別段運賃の改訂になるよう

なことは考えてお

ります。○井上委員 あなたの方からお出しな

って参ります自動車と事故数、これを見ますと、二十四年には事故件

数が二万件、それが二十八年には六万二千件、二十九年には七万四千件と非常

な勢いでふえてお

ります。このような実情から考

えて、大蔵省はこの再保險を認めていか

れます場合に、年々事故が拡大いた

しますと、再保險料もまたふえてくる

ことになりはせぬかと思

います。○井上委員 ところが、この

勘定がどうかということについては、いま少し

検討を要しやせぬかと思

います。○井上委員 再保險に

しても、相互保險で十分成り立つとい

う一つの見解を持

っておりますが、あくまでこれを再保險

にしなければならぬ根拠を、もう少し

納得できるように説明を願

いたい。○正示政府委員 お答え申

上げます。御指摘のように、自動車の事故が異常な勢いで

ふえてお

ります。これは非常に遺憾な

ことでありまして、運輸当局にお

かれまして、この点については

今後十全の対策を講じていただき、業

者の指導、あるいは自動車運送者の自

覚を促していくということについて

私も期待いたしておるわけ

でございます。しかし一方、

こういうふうな事故がふ

えまして、たまたまこういう事故の犠牲にな

られる方々のお立場になりますと、これは

放置できないような状況であるとい

うことも否定できないかと存

じますので、今回一応この形にお

きまして、再保險という制度を認

めていくわけでございます。しかし井上委員御指摘

の例等も検討いたしましたして、なお先ほど申し上げたように研究を進めて参りたい、かように考えております。

○井上委員 よろしくでございます。

○松原委員長 次に、先ほど横路委員の質疑に対して政府側から保留された答弁がございますので、この際これを許します。岸本給と課長。

○岸本説明員 横路先生のお尋ねの、北海道における国家公務員のうちの季節労働者の数でございますが、公務員全般の数字の集計がございませんので、最もその中で数の多いと思われる林野庁について数字を調べました。

林野庁の職員は、季節労働者を含め、定員外職員といたしまして約十万人でございますが、そのうち約二万人が北海道で働いておるわけでございます。そのうち季節労働者がどのくらいになるか、これは、林野庁についてもなかなか的確な数字は把握いたしておりませんが、一応の推定といたしましては、北海道として約五千人程度と考えております。

○横路委員 今の現業官庁に勤務している季節労働者につきましては、従前の法律では、とにかく百八十日間支給するということになっておるのですが、今回の法律改正によって、六カ月以上十カ月未満のものについてはこれを九十日とするという。実際に冬場働かされておる季節労働者、しかもそれは三月とか四月になると職場を失ってしまふ。こういうような諸君に対する待遇としては、非常に遺憾だと思っております。しかしこの法案については、われわれ反対ですから、これ以上質問してもしょうがないので、これで打ち切りませう。

余剰農産物に關して農林省の方にちょっとお尋ねします。農地開発機械公団關係、すなわち北海道の新篠津原野、根釧地区、青森県の上北地区等に對しては、金額で五億五千万となつておりますが、それで間違ひございませんか。

○戸嶋説明員 お説の通りでございます。

○横路委員 機械はアメリカから購入する。そうすると、五億五千万の金は、その人件費、燃料費、そういうことになりませんか。それはどうなりますか。

○戸嶋説明員 本年度の五億五千万円は、機械購入費でございます。それは、新篠津につきましては、国營の建築工事を行うための費用でございます。上北、根釧につきましては道路の工事をやる、すなわち機械を入れるための準備工事をやる費用でございます。

○横路委員 私も、この余剰農産物に關する新篠津その他機械公団關係の五億五千万円は、機械の購入費だとは思つていない。世界銀行から借りて、それを使用する場合、人件費とか燃料代とか、そういうものに使用するかどうかと聞いておるのです。機械は向うから入ってくるから、燃料代とか人件費だとか、そういうものに使われるのか、そう聞いておるのです。

○戸嶋説明員 大体機械につきましては、本年未だ、すなわち来年の三月までにこの公団と世銀との間で借款交渉をいたしまして、それが成立いたしますと、機械については来年度これを入れる計画にいたしております。来年度早々から機械を入れまして、そうし

てその機械によつて開墾作業あるいは貸付を行う、こういう計画にいたしております。

○横路委員 そうすると、世界銀行との借款の契約はできていないのですか。

○戸嶋説明員 そうです。

○横路委員 それでは主計局の次長にちょっとお尋ねしたい。五億五千万円の処理は、世界銀行から借款をして八十六万ドルですか、この借款をして機械を入れて、そうしてその機械に伴うところの人件費、燃料代というものが、大体五億五千万が上北、根釧並びに新篠津です。その世銀との借款はできていない、機械はまだ入るかどうかかわからないというの、一体どういうのですか。これは、機械が入ってみなければ全然できない計画なんですか。世界銀行との借款はちゃんとできて、そして余剰農産物との關係ができたからやってくれというのならわかるけれども、片一方の大事な機械を入れる借款計画もきちっとできていないということ、これはどうですか、次長。

○正示政府委員 お答え申し上げます。農林省の方からお答えになります。正式に調印をするとか、そういう運びに至っていないということ、率直に申し上げたのでございますが、事実上の交渉はすでに完結をいたしておりまして、これは確実にできる見通しでありますので、そういう建前で御審議を願つておる次第であります。

○横路委員 主計局次長にお尋ねしますが、一体そういう特別会計に關する提案の仕方がございませうか。私はこの余剰農産物に關する五億五千万、

これだけを単独で出されておるならば、私はきょうあげることに承しませう、われわれは反対だが、しかしこの五億五千万については、世界銀行から八十六万ドルの借款計画をして、この点については、あなたの方でも年次計画が明らかになっておる。これができないでおいて、それは話し合ひは進めておる、必ずいつかはできますというのをもちまして、どうしてそれに伴うところの五億五千万の使用に關するものができるとおるか。これはちょっとおかしいのです。

○正示政府委員 これは先ほども申し上げましたように、私どもとしては、御提案を申し上げる程度に確実性のあるものという確信をもちまして、御提案申し上げておる次第であります。

○横路委員 これは、世界銀行との借款契約がきちっとできた、その上で余剰農産物に關する特別会計はこういうふうにしたかったので、御了承願ひたい、こういうふうにするのが私は妥当だと思つておる。委員長どうですか、この問題は先ほど理事会で、ここであげることには一応約束をいたしましたけれども、しかし今私から聞いたように、この特別会計のうちの五億五千万については、世界銀行からの八十六万ドルの借款計画ができて、そして機械が入ってくるという前提に立っていない、これを借款計画ができていないのに、これを通してくれやない、そういうわけにいかにぬけやないですか、委員長の見解はどうですか。次長、この借款契約はいつやるのですか。

○正示政府委員 これは横路委員御承知の通りであります、まことに非常にいいプロジェクトばかりでございます。

すから、これは一日も早く正式の契約を締結したい。御審議を特に促進していただきますようにお願いをいたしておるのも、こういうまことに建設的な、有益な事業でございますから、これを一日もすみやかに認めをいたさしまして、そうして先ほど申しましたように、すでに事実上においては話がついておる、正式の妥結に持っていくたい、こういう念願からお願いをいたしておる次第であります。

○横路委員 次長、いつやるわけですか。

○正示政府委員 伺いますと、ただいますでに世銀から係の方もおいでになりましたので、現地の視察も終えられたら、何に伺つておられます。公団ができれば、すみやかに妥結するものと期待をしておる次第でございます。

○横路委員 それでは政府次官にお尋ねします。これは、あなたは直接關係ないかもしれないが、農林省の方の購入機械については、大体一五%のいわゆる建設機械についての関税復活を認めて計算をしておる。だから私のお尋ねしておるの、政府の方では、来年度からは、建設機械の輸入については一五%の関税の復活を見ておるのかと聞いておる。ちゃんとあなたの方の案にそうなつておるから聞いておる。

○藤枝政府委員 主要機械類等の輸入関税の問題につきましては、全然国内でできないものとか、あるいは多少できても非常に能率がよくて、今後の国内の機械メーカー等の刺激になるようなもの等を中心にはいたしまして免税をいたしておることは、横路さん御承知の通りであります。ただいま御指摘になりました建設機械等につきまして

は、具体的な品目を今持っておりませんが、国内で相当の生産ができるというふうなものにつきましては、輸入関税を復活することがあり得るといふふうに考えております。

○横路委員 農林省の戸嶋参事官にお尋ねしますが、あなたの方では、八十六万ドルの借設計画の中で、年次別に機械の購入を立てていらっしゃるわけですね。あなたの方でも表をお持ちだと思つておられる。その中で、昭和三十年度については九千八百八十万円、三十一年度については六億九千四百六十六万円をあなたの方では購入する予定で、関税については一億一千七百四十五万円を見込んでおられる。そうすると問題になるのは、今政務次官からのお話がありましたが、あなたの方では関税をちやんと一五%かけるといふことになると、話はちよつと飛ぶかもしれないが、国内で建設できる機械を輸入するんだ、だから一五%関税をかけてもいいんだということになる。そうすると、私は大蔵省自体の考え方としてはおかしいと思つて、これは一体どういふのでしようか。なおこれは本来からいふならば、本委員会ではやはりこの五億五千万の使用について、その前提になる世界銀行からの八十六万ドルの借款の契約に予想される内容、それから年次別の計画がわからなければならぬ。あなたの方では関税をちやんと見えておられる。これは、一体大蔵省の方と打合せをなすつたことがあるのかどうなんでしょうか。

○戸嶋説明員 来年度八十六万ドルの

機械を輸入するにつかまして、先ほどもちよつとお話がありましたように、現在二人の世銀からの技術者が参つておられて、現地を回つておられます。そうして近くこれが東京に帰つて参りまして、大体の機械の種類等がきまるわけでございますが、われわれとしては、一応想定いたしました機械の種類を考えて、こういつた計画を立てておるわけでございます。それらの技術者の帰つてきました意見によりましては、機種も変えなければいけないという場合も出てくるかと思つておられます。

なおわれわれの方で関税をここにあげましたのは、関税とそれから現地まで持つて参ります輸送費、それから現地のモーター・プールその他の費用をここにに入れておられます。ただわれわれの方で現在事務的にいろいろ御検討になっておることと聞いておられます。できるだけ資金計画を立てる場合には、もし関税がついた場合を予想して立てておけば、そうでなかつた場合よりもより安全であるというふうな趣旨で関税を幾分見込んでおるようなわけでありまして。

○横路委員 それでは一つあなたの方に伺いたい。世界銀行との契約はいずれ近々できるでしよう。その契約の写しをぜひ大蔵委員会にお示しいただきたいのと、それから機械の輸入契約については、これは何と云つた重大な要素ですから、それを出してもいい。その次にあなたにお尋ねしたいのは、いづれ入植者を入れましよう。その入植者

はどうなんでしょうか。余剰農産物関係、それから世界銀行の借款によつて一応耕地が整地されて、そこに入植者が入るが、その入植者は、この点についてはどうなるのか。世界銀行の借款、それから余剰農産物関係の金を借りた分は、機械開発公団の方を通していくわけですが、入植者自身は全然金を返さなくていいのですか、その点はどのようになるのですか。

○戸嶋説明員 この機械公団の主たる仕事は、世銀から金を借りてきて、その金で必要な開墾作業の機械を買ひまして、それをもつて入植者の団体等から依頼を受けて開墾作業をやつて参る、あるいは場合によつては機械の貸付をいたしますが、その場合の貸付料とか、あるいは開墾作業を委託を受けてやります場合に、いろいろなさういふ諸経費を含めまして、そうして入植者の団体からさういふ開墾作業費なりあるいは貸付料を取り立てて参りまして、この機械の償却をだんだんやつて参る、こういう考え方でございます。

○横路委員 そうすると、今あなたにお尋ねしますが、入植者の団体というと、どういふ団体をあなたの方では指導して作らせるのですか。それから機械の貸付の料金、それから開墾に伴つたいろいろな金を返してもらう。これは一体どういふ団体をあなたの方ではやるのですか。ただで入るようなことを考へている人が多いのですが、さうじゃなしに、入植者は非常な金がかかると思つれば、その点を明らかにしておいていただきたいと思つておられる。それはどうなんでしょうか。

○横路委員 そうすると、その毎年七十戸くらいというのは、それは農林省が募集するのですか、どこがやるのですか。それからもう一つ、一体農地開墾で機械を使った使用料その他その総体の金額を返還するということになつたら、容易でないわけですか。あなたの方で予定されている一戸当りの毎年の償却はどれくらい金額で、七十戸入ると予定されているものは、何年くらいその毎年の償却の金額が一体継続されていくのか、その点を私は明らかにしてもらいたいと思つておられます。

○戸嶋説明員 開墾作業費につきましては、現在の程度で三割六分の補助がございまして。そうしてあと六割四分というものを入植者が持つ建前になっておられます。従来の開墾作業費としては、農民が手労働あるいは畜力だけで一町歩当りにかけているかといふことを計算いたしますと、われわれの現在の計算では、大体町当り十一万円というところが今まで来ております。ところがこの機械開墾をやりますと、公団自身のいろいろな諸経費を入れますと、大体機械労働では町当り十万円、それから上北では九万円くらいのもので、一般の開墾作業よりも有利だつたらう、こう考へておられます。

○横路委員 私があなただけに聞いておられるのは、入植者を入れるというが、それはどこで入れるのかという点が一つと、それから毎年償却する場合に、どういふように償却をさせるようになっていのか、それが何年間で入植者は終るようになっていのか、そのことを聞いておられる。

○戸嶋説明員 最初の入植者の選考の問題は、現在の制度そのままを持って参りますので、北海道では道に開拓審議会というものがございまして、そこに開拓者選考部会というのがございまして、そこで選考をいたします。それから青森の方では、同じく県にさういつた審議会がございまして、そこで選考をいたします。さういふことになっておられます。それから開拓者が公団に開墾作業費なり貸付を返す場合であります。その場合には、国から三割六分の補助がありまして、あと六割四分は、大体農林漁業金融公庫の資金と同一の条件で返させるような方法をとつて参りたい。従いまして、大体十年六分五厘ということになっておられます。

近代的な機械開墾に切りかわるわけでごさいます。従って先ほど申しましたように、一町歩当りの経費を比較いたしまして、絶対に有利になっていくということをお答え申したわけでありませう。今回のこの資金を活用いたしまして機械開墾公団がやります仕事は、先ほど申し上げたように、四分の利子で借りた資金を使うわけでございませうが、ただいま横路委員の御指摘の農民負担の六分五厘というものは、いわばそういう機械公団が余剰農産物の資金をもって開墾する面というよりは、その他の開拓に伴う経費についての国内における資金の融通について農林当局からお答えを申し上げたのでありまして、これは四分のものを六分五厘で回すという、利ざやを取るといふ考え方はないと思ひます。

○横路委員 戸嶋参事官にお尋ねいたしますが、世界銀行からの借款は年何分ですか。
○戸嶋説明員 今大体われわれが予想いたしておりますのは五分、二十年の予定であります。

○横路委員 そうしますと、今主計局の次長は何ほか安かといつても、一万円しか安くないわけですか。前々一町当り十一万円であったものが十万円になった、大したことがないといえれば大したことがない。北海道の農民は十町歩、十五町歩が適正農地になるのですから、そこで今お話しこの金は、全部世界銀行の金と余剰農産物の金なんです。世界銀行から五分で借りて、余剰農産物は四分で借りて、そのほかに何か政府資金を一割五分で開墾機械公団に入れたというなら別ですが、主としてこの金でしよう。そ

れを一体六分五厘でやったら、利ざやをかせくことになるのじゃないですか。どうしてそういうことをやるのです。やるなら四分から五分で、両方合せて四分五厘か四分八厘でやるなら話はおかしくないか、これじゃ農民をだますことになりませんか。農民のためにやるならば、ちゃんとそれでやったらいい。

○戸嶋説明員 先ほど町当りの開墾作業を、現在の開墾作業費と、それから機械開墾をやっていく場合の作業費と比べて参りますと、農民の實際に負担をしなければならぬ部分は、町当り北海道では一万円ばかり安くなる。それから上北では約三万円くらい安くなるわけでごさいます。それはこの方式をとって参りますことによつて、農民の非常な利益ではないかと思ひます。それを、現在でも農民に對しましては三割六分の国の補助がありまして、あとの六割四分というものについては、農民自身の自己資金でやるか、あるいは農林漁業金融公庫から金を借りていくという方式でやっておりますので、従つてその点から申しますと、農民に特に不利益であるというようには考へておりませぬ。

○横路委員 そのことを聞いていますのじゃないのですよ。金は世界銀行から年五分で二十年の借款計画で借りるのだ、その八十六万ドルの金と、余剰農産物は年四分で借りるのだ。それを六分五厘で貸すのはおかしいじゃないか。なぜ四分五厘とか四分八厘で、つり合ひのとれるものでお貸しにならないのかと私は聞いていますのだ。結局その差額は公団の利潤になるのではありません。

○戸嶋説明員 ちょっと私の説明があるいはまずかったので、誤解があったんじゃないかと思ひますが、公団は世銀から金を借りて参りますが、その機械を動かして農民からの委託を受けてやる場合に、今申しました町当、これはいろいろ公団の経費なども入れますが、入れてもなおかつ現在の開墾作業費よりも安くつくので、従つてその委託を受けてやる場合には、農民には不利益にならない。ただあとの六分五厘で貸すというのを、これは農民がほんとうは自己負担でやるべきものである。これは現在でも開墾作業費については、自己負担分は農林漁業金融公庫等々の資金でまかなつておるわけでありませぬ。

○横路委員 開墾機械公団は特別の扱いなのだ。その元金になる利子は、年五分とか四分でよそから借りているのでありまして、今まではこうだからといつても、これは別なのだ、これは新たなものだ。特別会計で年四分だ。だから初め十一万のものから十万円になったのは得するのだ。三割六分の負担でありますから得するのだといふのだ。その辺を聞いていないのでない。年四分あるいは五分で借りたら年四分五厘か、四分八厘か知らないが、そのあんばいをして五分取ればいい。なぜそういうことをなさらないかといふことを聞いていますのだ、その点だけ答えてくれればいい。

○藤枝政府委員 今の横路さんと農林当局との質問回答を伺つておりました。私はこう理解するのでございませぬ。この公団が世銀から金を借り、余剰農産物の金を借りて開墾をやつて、一町歩当り十万円の土地を

作る、それを結局は農民が買うわけでありませぬ、十万円の中の三割六分は国の補助がある、あとの六万四千円については自己負担で農民が金を出して買わなければならぬ。しかしそれはすぐには買えないから、開墾者資金融通特別会計から借りるなり、農林漁業公庫から借りるなりして、自分の負担分の六万四千円に該当するものを年六分五厘の利子をつけて返していくということであつて、この世銀の金を借りた余剰農産物の金を借りて、公団が仕事をし町当り十万円の土地を作るといふ前提に立つて、そういう計算になるのじゃないか、こういうふうな理解するのであります。

○横路委員 それは政務次官、従前だつて三割六分は国の補助で、六割四分は入植者の負担なのです。だから、その点特に特別会計を設けたといふ趣旨からいけば、四分で借りているので、公団は世界銀行から五分で借りているのだから、従つて入植者に限つてはそれの金でいっているのだから、当然これは四分五厘とか四分八厘とかでいつても、この特別会計の精神からいけばそれで成り立つてはありませぬか。それを六分五厘といふ従前の規定のまま取るといふことになれば、開墾機械公団ですか、それがもうかるといふことになる。結論はそういうことになるんじゃないでしょうか。農民のためにほんとうにやるのであれば、なぜ特別会計の方針からいって、そこまで下げないかといふことなのです。

○藤枝政府委員 先ほど申し上げましたように、世銀に金を借りたり、余剰農産物の金を借りたりして、そうして

機械公団が土地を作つて、これが町当り十万円になる、こういうことでごさいます。そういうことであつて、おそらくもっと高い利子で借りてこの公団がやつたならば、反当の準備というものはもっと高くなるであらう。それが世銀の金を借りたり余剰農産物の金を借りたりしてやるから、一般の普通の金利のものでこの公団が動くよりも準備が安くなる。それがやはり農民の利益になる、こういうふうな御理解いただく方がいいのではないかと思ひます。

○横路委員 政務次官がそういうのであれば、私は申し上げますが一町歩当り今までは十一万円できておつたのですから、それが一町歩当り十万円に七割になったとかいふのならまだわかる、十一万円が十万円にしかならぬ、それで莫大に農民が得をしたといふことは私は言えないと思ひます。今あなた、従前の六分五厘の開墾者資金融通特別会計法を適用して言うからだけれども、せっかく余剰農産物で安い金を借りてきたのであるならば、ここに入れて入植者については、別途にやらなければならぬではないか、私はこう思ひます。

○戸嶋説明員 なお今金額だけで申し上げましたけれども、この開墾方式につきましては、最初にまず荒起しをやつて、あとすぐいろいろ主要作物をそこに入れまして、三年目の春にもう一度再墾する、そういう費用を全部含めて今のようになつておるわけでありませぬ。

○横路委員 はなはだ不満ですが、私はこれでやめます。それから農林省の

方に、年次別の入植の計画表を資料として出してもらいたいと思ひます。

○松原委員長 春日一幸君より、糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案に対する各派共同提出の附帯決議に關して発言を求められておりますので、これを許します。春日一幸君。

○春日委員 たいま委員長からお示しのありました附帯決議について、提案理由の説明をいたしたいと思ひます。

この法律は、肝心の養蚕農家の利益を十分に考慮してはいないのではないかという心配がございますので、すなわち次のような附帯決議を行いたいと思ひます。案文を朗読いたします。

糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
糸備安定特別会計の操作に當つては、できる限り養蚕団体の乾繭保管補助を強化する等、政府は養蚕農家の利益を十分に考慮して措置すべきである。

右決議する。

以上であります。

○松原委員長 たいま春日一幸君より糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付するの動議が提出されましたが、この動議の採決は、本案の採決が終了後にこれを行います。

○加藤(高)委員 動議を提出いたします。ただいま一括議題となつております。六法律案に対する質疑はこの程度にて終了し、討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。
○松原委員長 たいまの加藤高藏君の動議に御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

これより採決に入ります。両家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、余剰農産物資金融通特別会計法案の両法案を一括して採決いたします。両法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○松原委員長 起立多数。よつて両法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に厚生保険特別会計等の一部を改正する法律案、糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案、自動車損害賠償責任再保険特別会計法案、日本開發銀行の電源開發株式会社に対する出資の処理に關する法律案の四法律案を一括して採決いたします。お諮りいたします。四法律案をいずれも原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて四法律案の通り可決いたしました。

次に、糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案に対する各派共同提出の附帯決議を採決いたします。お諮りいたします。本附帯決議に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本附帯決議は可決いたしました。

は、委員長に御一任を願つておきたいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○松原委員長 次に、金融に關する件を議題として調査を進めます。質疑を許します。福井順一君。

○福井(順)委員 最近政府のデフレ政策が浸透いたしました。中小企業が金融逼迫でまさに崩壊の一歩寸前という重大なる段階に立ち至つておると私は思ふのでありますが、この中小企業金融対策に關しまして、政府はどういう方策を講じておられますか、御答弁願ひたい。

○藤枝政府委員 中小企業の金融が相當に逼迫いたしておりますことは、御指摘の通りでございます。本年は政府の關係の金融機関、いわゆる国民金融公庫とか中小企業金融公庫等につきましても、出資あるいは預金部資金その他を導入いたしまして、昨年度の貸付総額よりもこれを増額してその需要に応じたいという措置をとつております。しかし、御承知の通りであります。しかも、私どもも考えないのであります。一般的に金融機関、特に中小企業を専門的に扱つております相互銀行、あるいは信用金庫等の活動を促進いたしまして、できるだけこれらのものに依つて参りたい。またこの数年來強化に努めて参りました信用保証制度等の活用をはかりまして、たいま御指摘のあるような中小企業金融に最善の努力をいたしている次第でございます。

が、まだ十分でない点もございまして、今後この点につきましてもは努力を重ねて参りたいと思ひます。一般的にはさように申し上げるほかないのであります。また具体的な御質問については、これにお答えを申し上げます。

○福井(順)委員 これは中小企業の死活問題でありまして、ひいてはまた国家財政に大影響を与えるところのまことに重大なる問題でありますから、政府としては特に万全の方途を講じられたい。たいま政務次官から御答弁がございました。国民金融公庫や中小企業金融公庫の運営につきましては、どうもとかくの非難がございまして、円滑に中小企業に対する金融が行われておらないというふうなことであります。これに對して中小企業金融公庫と国民金融公庫の当局者から御答弁を伺いたしたい。

○石渡説明員 国民金融公庫といたしましては、小口の金融は、できる範囲内ではいたしておるようなわけでございます。貸付金の平均は、大体一口当たり普通資金で十七、八万円、それから従來の普通資金の貸付の平均残は十四、五万円になっておまして、相当小口の金融はいたしておるわけでございますが、資金が何分不足で、思うように行き渡りません。ことに残念なこと存じております。大体貸付できる金額の三倍くらい申し込みが常にございます。つまり申し込みの三分の一しか貸せないという実情にありまして、いろいろの方面で御批判をいたしておる点は、そういうところによつておると思ひます。

○福井(順)委員 政府の予算が少いために、なかなか御苦勞の点はわかるのであります。少ければ少いように、その中で最も効果的な運用をしていただかなければならない。特に私はこれをお願ひしたのであります。最近私が国民金融公庫に照会をいたしました件がございまして、これは農林省の印刷をもつておられるか、中小企業者であります。ところが一向にはかどらない。再三再四督促をした結果、百万円の申し込みに対して、わずか十万円か十五万円しか貸せないというのであります。これはまことに実情に沿わない話でありまして、私は、ここにおいて初めて国民金融公庫というものの実態を余すところなく、遺憾なく知つたわけでありますけれども、これは単なる書面審理でありまして、全く実情に即しておらない、こういうことでは、中小企業者は助かるわけがないのであります。こういうただ単なる書面審理で、一向に実情に即しておらないという事実を、あなたは御存じかどうか、一つ御答弁を願ひたい。

○石渡説明員 まことに申しわけございませんが、今お話しした事柄については、私実は存じておりませんので、よく調べた上でまたお話し申し上げたいと思ひますが、とにかくなかなか思うようにはいかないでございまして。

○藤枝政府委員 たいま御指摘になりましたような実例もあるかと存じます。ただこれは、福井さんも十分御承知の通り、国民金融公庫はできるだけ十、二十万、あるいは五万というようない金額でやつていく、いわば中小というよりも零細企業とでも申しますか、そういうものをまずねらつて

おった。だんだんそれが中小企業分野にも入って参りました。一方中小企業金融公庫ができましたときに、国民金融公庫と中小企業金融公庫との分野というものをどうするかという問題もずいぶん議論を重ねたのでありまして、相当重なところもありましたが、そういう点で、あるいはお申し込みの金額が非常に大きいというような場合には、おれのところではさばきかねるといふようなこともあり得るのじゃないか、これは大へん蛇足ではございしますが、そういうことをつけ加えて申し上げておきたいと存じます。

○福井(順)委員 私が申し上げたいのは、これは大へん処理が間違っている、ただの書面審理であって、実情に沿わないということでありまして。従いまして、これは中小企業金融というよりも零細企業金融だ、こう言われましたが、零細企業金融でありますから、なおさらめんどろを見なければならぬ、これは金融公庫で言われるような完璧な書類、資料が出るわけがないのでありますから、そこは実態をつかんでやっています。私にはただそれだけでなくて、どこもそうならばいいことであるが、まことに奇怪なことには、ほとんど借りているやつがある、これはまことに私は奇怪であります。これは、あなたがお帰りになったらもう一ぺんよく調査をして、この次にまで責任のある御回答を願いたい。もしあなたがおわかりにならないならば、この奇怪なる事実を全部ここで私が申し上げてもけっこうであります。金融機関というものは、えてして困っておると

ころの零細中小業者に対して法王のごとく君臨しておる、まことに思われまして、どうか一つお帰りになったら、よくあなたのところの調査員にも訓示をたれて、教育をしてもらいたいということをお願いいたします。御所見を承わりたい。

○石渡説明員 私、さつき申し落しました、書面だけで断わたり貸したるはずはないのでありまして、実際は調べに行っているはずでございます。

それからもう一つ、書面が非常にやがまし過ぎる、もう少し書面のやかましさを減らせという御意見であります。確かにだんだんむずかしくなっておりますので、それは絶えず注意はいたしておりますが、もう少し簡便にいたすように努力いたしたいと思っております。

それからほかにもだんだん貸しておるではないかということでありまして、これは従来取引があつたりするやうな場合には、割合取引の実情がわかつておるから、早くやりたいということではないかと思つていますが、その点もよく調べてみます。

それから今の、この次によく調べておいて、はつきり報告するようにというお話しは承わりました。

それからもう一つ簡便に貸し出すようにしろ、もっと簡便な手続でやるようにというところは、承わりました。十分注意いたしたいと思います。

○福井(順)委員 書面だけでお断り申し上げたことにはおっしゃられました。これは当然のことでありまして、これは、あなたのところでもちゃんと調査員が調査に参りますが、書面

審理に重点を置いておるといふことであるから、もう少し実態を把握して、その実態によって運営をしていただきたいということでありまして、その趣旨を一つおくみ取り願いたいと思つております。それから、これは中小企業金融公庫の方の御所見も一つ承わりたい。

○堀説明員 われわれとしましては、少い資金をいかに効果的に使うかということについて、日夜研究をいたしておるわけでございます。ただいまは全部代理貸付をいたしておりますが、個人の貸付に対する判断は代理店である各金融機関の判断にまかせまして、その判断をわれわれの方で一応チェックして、そうして貸し出すというやり方をしておるわけでありまして、何分にも昨年度一か年に扱つた件数が一百万、金額が二百二十七億で、中小企業者の数が非常に多くて、そのうちのわずかに一割しか扱えない、なかなか思うやうに資金が回っておりませんので、御不満の方が非常に多いのではないかとと思つて、代理貸しだけでは思つておりますが、代理貸しだけでは思つて、本年の秋から直接貸しということを開始いたしました。多少でもその欠を補つていきたい、こ

う考えておる次第であります。

○福井(順)委員 代理貸付で金融機関の調査に待つということですが、この金融機関というものが、今までの取引の調査に待つということではなくて、あてにならないと申しませんが、あてにならないのですから、その点はあなたの方でよく監督し、また考慮されて間違いのないやうにやっていたらいい。中小企業というものは、今全く枯

渴しておりますから、その点も十二分に考えてやっていたらいいというところを心から願ひします。

それから最近私は、実に驚くべき事実を発見したのでありますが、どうも中小企業金融対策というものは、やれ国民金融公庫だ、中小企業金融公庫だ、政府の方でいろいろやっておりますけれども、それにもまして、市中銀行の協力がなく、これにこれの徹底した救済というものははかれないのでございまして、ところがこの市中銀行といふものは、自分の系列の会社といふしょうか、そういうところに集中的に融資をしておる。このために、非常に中小企業金融が圧迫をこうむつておるのであります。この点について、一つ局長の御答弁を承わりたい。

○河野(運)政府委員 中小企業金融の疎通のためには、単に政府機関だけでなしに、本来の筋として、民間の金融機関の活動に待つところが中心にならなければならぬ、これはお説の通りと思つております。従来からこういう点につきましては、私どもできるだけ市中銀行と申しますか、普通銀行において、その中小金融の面における活動を促進するというところに努力をいたして参りました。ことに普通銀行の中で、地方銀行というものは、大体御承知のように、ほとんどその貸し出しのうち、大部分がこれは中小企業を相手にしておる、これは御承知の通りだと思つております。ただ問題は都市銀行、いわゆる大銀行といわれおる銀行が、都市中心を置いておる銀行が、えてして中小金融に対して冷淡であり、また消極的であるという御非難はたびたび承わっておりますし、また私どもも、

その点はあなたが間違っていないと思つております。この点については、従来からも十分にこの点の促進をはかつて参つております。今後ますますその点についての努力はいたしたいと思つておりますが、最近では、都市銀行の方も、大体これは銀行協会を中心としたしまして、中小金融の相談所を設けてまして、都内だけで二十カ所近くを設けてまして、その活動のために相当な人員を醸出してやっております。この成績もまだ完全というまで参りませんが、割に相談に來られて、それに対して金融をあっせんして、金融がついていったというものも相当出ておるようでございます。これらの点をさらに促進いたしたいと考えております。

それからもう一点は、かりに都市銀行等が直接自分の陣容の問題とか、能率の問題等から見て、直接に中小企業金融になかなか金を出せないというやうな面もあると思つております。そういう面におきましては、これは例でありましても、たとえば大銀行は、商工中金の債券を持つことによつて間接に中小金融への資金のルートを潤滑にしていって、こういうふうなことを十分にやつていきたいと思います。これをかねがね言つておきます。またそのことを私どもは非常に促進をしなければならぬと思つて、従来から十分やういう方に努力するように言つて参つております。ただ今実績が上つて参つております。こういうふうな間接の道をあわせて考えながら、できるだけ都市銀行が中小金融に力を注いでいくやうに配慮していきたいと思つております。今後この点についてはお約束いたしたいと思います。

その点はあなたが間違っていないと思つております。この点については、従来からも十分にこの点の促進をはかつて参つております。今後ますますその点についての努力はいたしたいと思つておりますが、最近では、都市銀行の方も、大体これは銀行協会を中心としたしまして、中小金融の相談所を設けてまして、都内だけで二十カ所近くを設けてまして、その活動のために相当な人員を醸出してやっております。この成績もまだ完全というまで参りませんが、割に相談に來られて、それに対して金融をあっせんして、金融がついていったというものも相当出ておるようでございます。これらの点をさらに促進いたしたいと考えております。

その点はあなたが間違っていないと思つております。この点については、従来からも十分にこの点の促進をはかつて参つております。今後ますますその点についての努力はいたしたいと思つておりますが、最近では、都市銀行の方も、大体これは銀行協会を中心としたしまして、中小金融の相談所を設けてまして、都内だけで二十カ所近くを設けてまして、その活動のために相当な人員を醸出してやっております。この成績もまだ完全というまで参りませんが、割に相談に來られて、それに対して金融をあっせんして、金融がついていったというものも相当出ておるようでございます。これらの点をさらに促進いたしたいと考えております。

○福井(順)委員 最近では、銀行に金がだぶついている、こういうふうにいわれております。ところが中小企業に貸し出しというものはますます減っております。そのために、中小企業が金融逼迫で非常に困っておる。これにつきまして、何か市中銀行を集めて具体的の方途を講ずるとか、あるいは何か大蔵省として対策を授けるとか、協力させるように何か方途を講ずるお考えがあるかどうか一つ承わりたい。これは実際に言うべくして行われたい。これがまた生意気なやろうばかりで、とにかくいんぎん無礼で、へいへい言つて大蔵省にきては頭を下げるけれども、金のないやつに対しては、まるでそれこそ法王以上の態度をもって臨むやつが多い。とんでもないやつばかりだ。国のことなんか一つも考えてやしない。そういう点はよく一つ認識をされて、あなたの前に出たときの銀行の頭取と中小企業者に対処するところの銀行の頭取の態度というものはまるで違ふのだから、そういう点をよく一つ頭の中に入れておかれて、そうして実際に中小企業を助けるように何か対策を講ずるか講じないか、御答弁を承わりたい。

○河野(通)政府委員 中小金融の促進につきましては、今お話しのあるいは具体的な手というものはないと思ひます。具体的にはどういふことをしたいかというところが実はないのではありません。結局各金融機関がその氣になつて、できるだけそのめんどうを見るつもりにならなければだめだと思ひます。私もはそういうことを常に申しております。拙論としてはいろい

ろなことが言えると思ひが、できるだけ窓口がそのつもりになつてやるといふことが一番必要なことだと思ひます。従来からたびたび書面でも言ひ、また銀行の集まりでも、この問題については特に力を入れて従来から注意はいたして参つておりましたが、今後十分その機会のあるごとにお示しのよくなことについての改善方については十分指導をいたして参りたいと思ひます。ただここで具体的に書面で通牒を出すか出さぬかということについては、もうしばらく考えさせていたゞきたいと思ひます。

○福井(順)委員 具体的には何らの方策が立てられないとおっしゃるが、こういう点は従来ずっとそういうことになつておられます。これに対して何ら具体的の方策が講じられたことがないのであります。特にあなたも、近いうちにおやめになるのかどうかかわからないが、どうもあとには知らぬというやうなことで困るから、後任者の東條君にも、福井がそう言つたといふことをよく引き継がれて、それを東條君がやらないならば、これはまた大へんな問題になりますぞといふことを、一つあなたからも話していただいて、どうして

もこれは銀行にはやらせていただきたい。私は、今の実際困つておる中小企業者を考えるときに、涙なくしてこれに語れない。あなたは何か具体的の方策を講じないとおっしゃるが、これは具体的事実を御存じないからそういうことを言われるのだと思ふのであります。私は最近実に驚くべきことを発見した。それは朝日麦酒という会社が銀行から三十億、四十億、数十億の金を借りておるといふことを朝日麦酒の人

間に聞いた。実に驚くべきことであります。今せめて数十億の金が中小企業のために出されたならば、全国の中小企業者は助かります。それをたった一人が、あわのやうな泡沫会社、ビール会社が一人占めしておるとは何事か、しかもその朝日麦酒というビール会社の山本為三郎という社長は、千何百万円のロールス・ロイスという最高級車に乗つて、この車は、天皇陛下とおれと二人しか日本に乗つてないのだと言つて自慢して歩いてゐる。町では中小企業金融が逼迫して、数人あるいは十数人の一家心中というやうなもの

が、わずか二万円か三万円の中元の手当ができないために死んでおる。自殺者が出ておるのに、数十億の金を銀行から借りておる朝日麦酒の山本為三郎というやうなやつが、ロールス・ロイスというやうな車に乗つて歩いておるとは何事だ。あなたは、一体そういう泡沫会社にこれからも三十億、四十億、五十億、六十億の金を貸すつもりか、また銀行が貸しておるのを黙つておるつもりか、断じて私は容赦するものではありませぬ。そういうものは引き揚げてしまいなさい。これに対するあなたの御見解を伺ひたい。

○河野(通)政府委員 山本氏がどういふ車に乗つておられるか、私は知りませんが、ビール会社としてもやはり運転資金等が要るわけですから、少くともビール会社につきましては、他の事業よりは、割合に短期に金が回るといふことは事実でありますから、他の企業に比べれば事業分量に比較して借入金に要する部分が少いと思ひますけれども、しかしビール会社は運転資金が要らないというわけには参りませぬ。

その運転資金の量が多過ぎるか、少な過ぎるか、今何十億といふお話しがありましたが、それは私も個々に調べて歩くわけには参りませぬ。私として、そこまで個々の銀行の貸し出し先について、幾ら貸しておるかその貸し出し先がいいか悪いかということについては調べる方も持てませぬし、そこまで介入しなければならぬ私の職責とも考えておりませぬ。しかし今お話しのようなことで、もしその重要な資金がむだに使われておる、大企業には大して必要でない金が放漫に出ておるといふことがありませぬならば、もっと重要な、重要なところに回せるといふことがあれば、私もそれは注意しなければならぬといふつもりでおります。大企業に偏重した金融機関の融資の方針ということに対しては、たびたび御指摘がありまして、私もそういうことがありとすれば、非常に遺憾だと思ひます。検査その他におきまして、大企業への大口の偏倚ということからは十分注意をいたしておりますし、私からその点については、一般方針として行政指導はいたして参つております。今後とも注意をいたしたいと思ひます。

○福井(順)委員 これは朝日麦酒を私はさして言うわけじゃなくて、話の都合上、数十億の金を借りておる会社の社長が、千五百万円というやうな車に乗つて歩くのが、非常にコントラストがおもしろいので、一つの例として言つたにすぎないのである、これははかのビール会社もそうでしょう。ほかのビール会社でも、やはり数十億の

金を借りておるだらうと思ふ。しかし私は、ビール会社に数十億の金を貸す必要はないと思ふ。これはまた大きくいえば税収の問題もありませぬ、あるいはまたホップを輸入するための外貨の問題もいろいろありませぬ、それからまた麦の割当の問題もありませぬ、私はそんなにビール会社が数十億も銀行から金を借りてビールを作らなければならぬやうな困窮じゃないと思つてゐる。従ひまして、そういう点からいしましても、問題は多々ありませぬが、ビール会社は一つの例で、この次にはまたほかの余般的な例を出しますけれども、まずこのビール会社を手初めにあなたは研究してごらんなさい。あなたはおやめになるのだけれども有終の美をなすために研究してごらんなさい。こういうことがあるといふことなんですか。そうしてこれが悪いと思つたら、ビール会社から金を十億でも二十億でも、半分でも引き揚げるやうにあなたは銀行に言わなければならぬ、それがあなたの務めだ、私はこう思ひます。こういうことで、とにかく系列産業に集中的に大きな金が貸されて、そうしてこれが焦げつきになつてゐる。一つの会社で何十億といふ金を銀行から借りて、それが焦げつきになつてゐるから、中小企業の方へ金が回らないといふことであります。これに対してあなたはどうかお考えになりますか。

○河野(通)政府委員 たびたび申し上げております通り、大企業への大口偏倚ということが度を過ぎてはいけません、こういうことにつきましては、私はかねがね注意をいたして参つてゐるつもりであります。今後におきまして

も、そういう点につきましては、検査を通じてなり、あるいは行政指導を通じてなり、極力そういう点について行き過ぎは是正したいと考えております。

○福井(順)委員 私は時間がございませぬからごく簡単にやりますが、集中的に大企業に融資が行われているという点につきましては、どうしてもこれは是正してもらわなければならない。これが是正されない限り、中小企業の金融というものは助からないと思っております。関連の質問もございませぬから、きょうはこれで次会に譲りますが、どうかあなたは私の言ったことをよく考えて、銀行の方にそういって、これは調査してもらいたい。この次は私は証人として銀行の頭取を呼ぶようにするつもりぬから、よく一つ調査して書いてもらいたい。

○松原委員長 次に、銀行法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。大平正芳君。

○大平委員 たいだいま議題になりました法律案につきまして、提案者に二、三お伺いをいたしたいと思っております。たいだいま議論になっておりましたように、集中融資、大企業、偏重という一般的な声がございます。これに対して、過般銀行法の一部を改正する法律案が提案されたのでありますが、その内容を拝見いたしますと、資本金と準備金を合せた資金量の十分の一以上を一人に貸してはいけないという規制を加えようとするものでございませぬ。一応この案をそのまま読みますと、俗耳に入りやすいといひますか、ごくフラットな、常識を法文化したよ

うな感じを受けるのでございませぬが、私は根本の考え方として、大企業と中小企業をあまり対立的に考えるよりも、金融というものはもう少し弾力のある考えがなければいかぬと思っております。念のために伺っておきませぬが、現在の提案者におきましては、各銀行の融資の実態を御調査されまして、十分の一以上一人について集中融資を受けている事例がどの程度あるのか、事実を一つお教え願いたいと思ひます。

○春日委員 御答弁を申し上げます。たいだいま福井委員から、政府に対していろいろと集中融資の悪傾向を指摘して、きわめて適切な御質問がございませぬ。これに対する河野銀行局長の御答弁は、あのような状態がございませぬ、いわば何にもしないというのが銀行行政だ、こういうような都合にわれわれは伺ったのでございませぬ、現に長い間河野銀行局長は、この集中融資、偏向融資、系列融資、こういうような金融機関の悪い傾向に対して、ほとんど手を打っておられないというこの事柄が、すなわち私ども提案者をして銀行法中一部改正法律案を上げせざるを得ないような事情にあるのでございませぬ。

そこで、今こういう偏向融資の傾向は具体的にどういふところがあるかという御質問でございませぬが、最近の資料によりまして、まず十一大銀行における集中融資の状況をかいつまんでお話しを申し述べたいと思ひます。これは公正取引委員会が提出いたしました資料でありまして、これは昭和二十九年三月でございませぬ。しかしながらその後私どもが銀行年報、銀行金融関係のいろいろな資料によって調査をいた

しましたところ、この比率は、その後あまり改善されてはいないといふのでございませぬから、おおむねこういうふうな偏向融資が今もなお継続されているものと御理解を願つても、大きくは狂わないと思ひます。

そこで申し上げますと、富士銀行の自己資本をかりに百十三億四千万円といたします。自己資本といふものはどういふものを称するかと申しますと、資本金、資本剰余金、利益剰余金、繰越利益金、こういうような社内留保をいたしたものであります。この場合単名割引だけを申し上げます。単名割引だけでもって高島屋飯田に二十二億七千万円、第一物産に十三億何千万円、丸紅が十二億何千万円、東洋棉花が十七億、日本鋼管が十四億、昭和電工が十三億といふような都合になっております。これは単名であります。従いまして、これになお付随いたしておりますと、これに手割引の、これのおおむね二倍を加えますと、貸出総金額は、会社によつて多少の変化はありましようけれども、三十億、四十億、たいだいま福井委員が指摘されましたような、朝日麦酒の山本何ががとにかく三十数億の金を借りて、ロールス・ロイスを乗り回している、こういうような状況も随所に現われてくるわけであらうと思ひます。

三菱銀行は、これまた自己資本が百一十億と計算いたしました場合、すなわち単名割引でもって日本重工が十四億、それから新三菱重工については十九億、特にひどい例を申し上げますと、東京銀行は自己資本がわずか四十四億四千万円、その後増資されたかも

しませんが、この四十四億四千万円の東京銀行が、兼松一社に対して六十四億八千八百万円、まさに自己資本の五〇%をこえる集中融資、偏向融資が行われております。その他協和銀行、三和銀行、第一銀行、三井銀行等をずつと調べて参りますと、特に顕著なのは三菱銀行で、これは三菱系の事業体へ、三井銀行は第一物産とか東洋棉花とか三井鉱山とか、こういうような三井系の事業体へ、こういう都合にその銀行の預金が集中的に、偏向的に、系列的に流されておるのであります。そこでわれわれが考えなければならぬことは、少くとも銀行の貸し出す金といふものは大衆の預金であり、足ざらるところは日本銀行から借り入れたところの国家の金でありませぬ。すなわち資金源はこういうような公共の資金であります。この金が銀行の窓口を通ずることによって、銀行は今やそれぞれの関連産業の資金調達局に姿を現しておるわけでありませぬ。

こういう都合に考えますと、産業に奉仕しなければならぬところの、公共性の最も高い金融機関が、今や彼らの系列産業の資金を調達するための機関に随して去つておる面が非常に多いのでございませぬ。ことにこの当時におきまして調査によりますと、総貸出量を一年間二兆七千億といたしますと、この集中融資の傾向にあるものが全貸出量の二五%をこえるといひておる。これは銀行年報によつてわれわれが調査したのであります。この二兆七千億の中で、おおむね一企業に對する貸付が銀行の自己資本に對して一〇%をこえるものが全貸し出しの三〇%、それから一企業に對する集中融

資が二五%をこえるものが一七%、これを合しますと、当時の二兆七千億の総貸出量の中のおおむね九千億、あるいは一兆円近い金が天引的に銀行関係の企業体へ流されておる、余すところの金を全国の中企業を初め、その他の産業が使つておるといふことなのでございませぬ。こういうふうな集中融資が行われ、偏向融資が行われましても、現在の銀行法におきましてはこれを何にも制限するといふことがありません。何らの規制を設けていないのでございませぬ。すなわち銀行家がどこへ金を貸しましようとも、それは銀行家の自由自在、気随にまませぬ、これは金融無政府状態といふのであります。まさに金融行政に関する限り、政治以前の姿であるのでございませぬ。政治といふものが行われておる気配はございませぬ。すなわち河野銀行局長が答弁されましたように、これは法律によつてとか、あるいはまた通達によつてとか、そういうことを行わないで、そうして銀行協会の総会等があつたとき

に、わずかに銀行局長が行つて、あまり相手の氣に逆らわない程度のあいがつをなされて、私どもはこう考へるが、実際の執行はあなたの方の思う通りなさいませぬ、こういうふうなことでございませぬ、われわれ大蔵委員会においでこの問題を強く論難糾弾しておるの

でございませぬが、これを全部河野銀行局長がみずからたてとなつて受けて、そうして多くの金融機関は、この河野銀行局長の人だての背後に隠れて彼らの利潤を追求し、独占利潤をほし

いままにして今日に参つておるのでございませぬ。こういうふうな状況下に

きましては、その資金が大衆の預金であり、日銀から借りた金であるならば、この金がほんとうに日本の全的な産業の面に均霑でき得るようには、法律によって規制が行われなければならないのでございまして、先般自由党からの資金委員会法はどうか、なおこれは御質問に對しまして、なおこれは出ずるか出さないのか、政府の見解は明確ではないのでございまして、すなわち資金委員会は、自由党、民主党の予算共同修正に伴って、当然法律を出すことによって、たとえば今回金融債を一般市中に振りかえたのだが、しかしながらそれに対しては、当然法律によつてその金融債を引き受けなければならないような規制を行うということも、当時の予算の修正の中で政府は確約しておつたとわれわれは了承いたしておるのでございまして、国会の会期まさに終らんとしている今日、今なおこの法律は出されておられません。こういうようなわけで、現在の産業と金融とは、すなわち政府と大企業と金融機関との三位一体のやみ結託によりまして、彼らのほしいままになされておるのでありまして、すなわちすでにあなた方面によつて約束をされましたところの資金委員会法が本日出されていないということが、それを明確に物語っておるのでございまして、すなわち金融に對しては何にも手を触れない、どういふ場合にでもいいからやれというものが現在の政府の立場であるのでございまして、現在私どもの調査いたしましたところによりますと、資本主義の本山アメリカにおきましてすら連邦準備法、すなわち金融を監視いたしておりますところの関連法規において

は、同一企業体に、自己資本の一割以上をこえて貸し出した場合には、これは一年以下の懲役、罰金三十万ドルという法律の規制があります。日本におきましては相互銀行法、貯蓄銀行法、こういうようなものでみんな同一の規制をいたしておりますのに、ひとり銀行法の中においては、法律というものは天衣無縫であつて、何らの拘束がされてないというところ、これが今日の日本の中小企業の金融梗塞の原因をなしておるのでございまして、従いまして、この法律を出すことによつてのみ初めて中小企業の金融難の緩和がはかられ、しかしてこの金融というものが産業に奉仕するという本来の姿に初めて立ち戻り得ると考へるのでございまして、ことにわれわれ日本社会党両派がこの銀行法一部改正法律案を上程いたしておるというねらいは、そこにあるものと御了承を願ひたいのであります。

○大平委員 非常に該博なる資料を御提示いただきまして敬服いたしますが、ただ御意見にわたらぬように、その事実だけを御答弁願ひたいと思ひます。

銀行融資という集中融資といふか、それが今おっしゃつたような状態にあるといふことはわかりましたが、一体それは終戦後、年次別に言つてどういふようなパーセンテージをたどつておりますか、資料がありましたらそれだけ一つ……。

○春日委員 私は本日その質問を受けるといふことを予定いたしておりました、実は三十年度におけるその資料を持つて参りませんでした。私は二十八年、二十九年、三十年の資料

をそろえております。ところが集中融資の傾向は、その後改善されておらないのでございまして、いづれ明日でもその資料は提出するつもりでございまして、二十九年三月に公正取引委員会がおおむね調査いたしましたこういうような事実は、今もお継続されておるのでございまして、ただいま福井君によつて最も新しい事実として指摘されました、すなわち朝日麦酒の三十何億の融資とロールス・ロイス、こういう事実は、現在全国の各地において行われておるわけでございますので、この点を一つ申し上げておきたいと思ひます。

○大平委員 いずれの問題は、またゆつくりと提案者の諸君の御見解を伺いたいと思ひますので、本日はこれをもって私の質問は終了します。

○福井(應)委員 この際河野銀行局長に御願ひしておきますが、ビール会社に幾ら貸しておるか、日本麦酒、朝日麦酒、麒麟麦酒それぞれに対する貸付金額とその期間、この資料を委員長まで出して下さるようによつて要求しておきます。

○黒金委員 政府当局に対してちよつと伺つておきます。本国会の会期もあと十日くらいしかないのでございまして、例の資金委員会の法案、それからまた農村関係の税の軽減の法案はもう出していただかなければいけないと思ひますが、いつ御提出になりますか。これが通らなくなるとちよつと困るのではないかと思ひますが、その大体の日取りを的確に一つお話し願ひたいと思ひます。

○藤枝政府委員 あとの方から申しますと、米の減税の法案は、すでに閣議

決定を見ましたので、おそらく明日には確定に提出できると思ひます。それから資金委員会関係の法案でございしますが、これは御承知のように自民両党で御協議になりました、最後の妥結ができましたので、私どもの方に御通知がありました。金融制度については、すでに御承知の通りに、金融懇談会の議を必要といたしますので、これを大体月曜日、二十五日にその懇談会にかけました上で、閣議決定をいたしまして、提出したいと思ひますので、おそらく二十七日、八日ごろになるかと思ひます。しかし、これはあるいは社会党の方はいろいろ御疑問もあらうかと思ひます。自民御両党においては、十分提出前に練つておられるわけでございますので、あるいは委員会のお取扱ひとして、審議の日数の少いことは、はなはだ申しわけございませぬが、一つ馬力をかけて御審議をいただきたいと考へる次第でございまして。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は明二十二日、午前十時より開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十一分散会

(参照)
日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
余備安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
自動車損害賠償責任再保険特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
余剩農産物資金融通特別会計法案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)